

## 東静岡駅南口県有地への「文化力の拠点」基本計画策定 専門家会議の設置について

(企画広報部企画課)

### 1 目的

- 平成 26 年度に策定した「“ふじのくに”の『文化力』を活かした地域づくり基本構想」を踏まえ、東静岡駅南口県有地に整備を見込む「文化力の拠点」の具体化を図るため、基本計画の策定に向けた検討を行う専門家会議を設置する。

### 2 協議・検討事項

- 専門家会議は、下記事項について協議・検討を行い、「文化力の拠点」の基本計画を取りまとめる。

○建物の施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入機能及び規模等</li> <li>建物の配置、デザイン等</li> </ul>
○外部空間のデザイン・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>東静岡駅と「文化力の拠点」をつなぐペDESTリアンデッキ</li> <li>古代東海道を活かしたオープンスペース</li> <li>オープンスペースや建物等の緑化 など</li> </ul>
○整備、運営のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>PPP、PFI 等</li> </ul>

### <協議・検討事項の対象地>



### 3 今後の専門家会議のスケジュール

- 第1回専門家会議：平成27年8月24日（月）開催

#### 東静岡駅南口県有地の「文化力の拠点」の整備イメージ

- ・構想を踏まえた「文化力の拠点」の全体のレイアウトイメージ（たたき台）提示
- ・意見交換

- 第2回専門家会議：平成27年11月頃開催

#### 「文化力の拠点」への導入機能・規模等について

- ・「文化力の拠点」に導入する機能・規模等を提示
- ・委員からの大学コンソーシアム活用案の提案
- ・意見交換

- 第3回専門家会議：平成28年2月頃開催

#### 「文化力の拠点」にふさわしい建物や外部空間のイメージについて

- ・委員からの「文化力の拠点」のコンセプトに合った建物イメージの提案
- ・委員からの外部空間の緑化の考え方、ポイントの提案
- ・意見交換

「文化力の拠点」にふさわしい建物や外部空間のイメージ確定

- 第4回専門家会議：平成28年5月頃開催

- ・整備・運営等のあり方
- ・今後の進め方

- 第5回専門家会議：平成28年7月頃開催

- ・基本計画の取りまとめ

「文化力の拠点」の基本計画の決定

プロポーザルに着手

△平成27年度▽

△平成28年度上半期▽

## 東静岡駅南口県有地への「文化力の拠点」基本計画策定専門家会議設置要綱

### (設置)

第1条 「“ふじのくに”の『文化力』を活かした地域づくり基本構想 平成27年3月」を踏まえ、東静岡駅南口県有地に整備を見込む「文化力の拠点」の具体化を図るため、基本計画の策定に向けた協議・検討を行う専門家会議を設置する。

### (所掌事務)

第2条 専門家会議は、建物の施設計画、外部空間のデザイン・景観、整備・運営のあり方など、基本計画を策定するために必要な事項について、協議、検討する。

### (組織)

第3条 会議は知事が委嘱した委員をもって構成する。

2 委員の任期は、この要綱の施行の日から平成29年3月31日までとする。

3 会長は、知事が指名する。

4 会長は、会議を代表して会務を総括する。

### (会議)

第4条 会議は会長が招集する。

2 会議は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。

3 会長は、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、静岡県企画広報部政策企画局企画課において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。